

丹波市委託業務における最低制限価格設定基準

(目的)

第1条 この基準は、市が発注する業務の委託契約において、当該業務の適正な履行の確保を目的として、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、最低制限価格を設けるときの取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 最低制限価格を設ける対象業務は、市が競争入札に付する予定価格が50万円を超える次に掲げる業務のうち、市長が特に必要と認めるものとする。

- (1) 建設工事に係る測量、地籍調査業務、建築関係コンサルタント、土木関係コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタントの各業務
- (2) 役務の提供であって、人件費の占める割合が高い業務

(最低制限価格の算出方法)

第3条 前条第1号の業務について最低制限価格を設定する場合は、予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる額とする。ただし、その額が、測量業務に係る契約については、予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額とし、地籍調査業務、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る契約については、予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.1を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額とし、地質調査業務に係る契約については、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては3分の2を乗じて得た額とする。

(1) 測量業務

直接測量費×1.0+測量調査費×1.0+諸経費×0.5

(2) 地籍調査業務

直接作業費×1.0+諸経費×0.5+成果検定費×1.0

(3) 建築関係の建設コンサルタント業務

直接人件費×1.0+諸経費×0.6+技術料等経費×0.6+特別経費×1.0

(4) 土木関係及び農林土木関係の建設コンサルタント業務

直接人件費×1.0+直接経費×1.0+その他原価×0.9+一般管理費等×0.5

(5) 地質調査業務

直接調査費×1.0+間接調査費×0.9+諸経費×0.5+解析等調査業務費×0.8

(6) 補償関係コンサルタント業務

直接人件費×1.0+直接経費×1.0+その他原価×0.9+一般管理費等×0.5

2 特別なものについては、前項にかかわらず、10分の6から10分の8.1（測量

業務にあつては10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあつては3分の2から10分の8.5まで)までの範囲内で適宜の割合を予定価格に乗じて得た額とする。

- 3 前条第2号の業務については、予定価格に10分の7を乗じて得た額から予定価格に10分の9を乗じて得た額までの範囲で適宜定めた額とする。

(入札参加者への通知)

第4条 最低制限価格を設けるときは、一般競争入札に係る公告又は指名競争入札に係る指名通知書において、その旨を明記するものとする。

附 則

この基準は、平成27年2月1日から施行し、同日以後に入札公告及び入札通知等を行う契約の入札について適用する。

附 則

この基準は、平成27年8月1日から施行し、同日以後に入札公告及び入札通知等を行う契約の入札について適用する。

附 則

この基準は、平成27年10月30日から施行し、同日以後に入札公告及び入札通知等を行う契約の入札について適用する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に入札公告及び入札通知等を行う契約の入札について適用する。

附 則

この基準は、平成30年8月1日から施行し、同日以後に入札公告及び入札通知等を行う契約の入札について適用する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に入札公告及び入札通知等を行う契約の入札について適用する。

附 則

この基準は、令和6年10月1日から施行し、同日以後に入札公告及び入札通知等を行う契約の入札について適用する。